

日弁連総第15号  
2008年7月8日

厚生労働省老健局長 阿曾沼 慎司 殿

日本弁護士連合会  
会長 宮 崎 誠

成年後見制度利用支援事業の適用対象の拡大について（要望）

平素より、当連合会の諸活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、当連合会は、この度、標記について別紙のとおり要望書を取りまとめました。

つきましては、本要望書の趣旨をお汲み取りの上、実現に向けご検討戴きたくお願い申し上げます。

添付書類

- ・成年後見制度利用支援事業の適用対象の拡大についての要望書
- ・【別紙1】2003年8月22日付当連合会「成年後見制度の市町村長申立の活性化と成年後見人等報酬助成の速やかな実施を求める意見書」
- ・【別紙2】2005年5月6日付当連合会「成年後見制度に関する改善提言」
- ・【別紙3】第48回当連合会人権擁護大会決議「高齢者・障がいのある人の地域で暮らす権利の確立された地域社会の実現を求める決議」

## 成年後見制度利用支援事業の適用対象の拡大についての要望書

### 第1 要望の趣旨

- 1 厚生労働省老健局長は、介護保険法に関わる地域支援事業実施要綱における成年後見制度利用支援事業に関する例示から「市町村長申立てに係る」との文言を削除し、市町村長申立の場合に限らず、成年後見制度を利用するために助成が必要な低所得の高齢者が適用対象になるよう明確にされたい。
- 2 厚生労働省老健局長は、都道府県を通じ市町村に対し、前項にしたがった地域支援事業実施要綱の改正の主旨を説明する文書を発出し周知するとともに、その実施について指導していただきたい。

### 第2 要望の理由

- 1 厚生労働省老健局長は介護保険法の地域支援事業(同法115条の38)について地域支援事業実施要綱を定め、同要綱は2006(平成18)年4月1日から適用されています。成年後見制度利用支援事業は、この任意事業として位置づけられているものです。

しかしながら、厚生労働省老健局長が、2008(平成20)年3月31日付で都道府県知事宛に管内市町村に対する周知徹底等を求めた「地域支援事業の実施について」(老発第0331013号)による地域支援事業実施要綱の成年後見制度利用支援事業の適用対象についての記載には以下のような問題点があります。

- 2 地域支援事業実施要綱によれば、任意事業について、対象者として「被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者とする」とされており、事業内容について、「次に掲げる事業はあくまで例示であり」「地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能である」としていますが、その他の事業として例示されている成年後見制度利用支援事業については、「市町村申立てに係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う」とされています。

この例示で「市町村長申立てに係る」としているのは、適用対象を市町村長申立に限定するとの誤解を与えかねません。

成年後見制度利用支援事業は任意事業とされているため、未だ実施をしていない市町村もありますが、実施をしている市町村においても多くは地域支援事業実施要綱が成年後見制度利用支援事業の適用対象について市町村長申立のみを例示しているために、市町村長申立に限定して運用しています。

- 3 当連合会は、第44回人権擁護大会(2001(平成13)年11月)「高齢者・障害者の権利の確立とその保障を求める決議」で、判断能力の十分でない高齢者・障害者の権利擁護を担う成年後見制度の基盤整備は、公的な責任に基づいて行われるべきことを指摘しました。

そして、市町村長申立を必要とするような者や経済的能力により成年後見制度を利用できない者が公的責任において、必要な成年後見人等を確保する権利を保障するために、2003(平成15)年8月22日付で「成年後見制度の市町村長申立の活性化と成年後見人等報酬助成の速やかな実施を求める意見書」を公表し、同旨の意見書を公表した日本社会福祉士会と共同して、各単位会を通じて全国各市町村に対して上記意見書の趣旨に従った申し入れを行ってきました。

また、2005(平成17)年5月6日付で公表した「成年後見制度に関する改善提言」においても、成年後見人報酬への国の公的援助制度である「成年後見制度利用支援事業」がほとんどの市町村で実施されていない状況を改めるとともに、同事業が、市町村長申立事案につき、介護保険が支援費を利用している者に限定して適用されていたことに対して、より普遍的な後見人報酬助成制度を、公的資金をもって準備すべきであることを提言してきました。

さらに、第48回人権擁護大会(2005(平成17)年11月)「高齢者・障がいのある人の地域で暮らす権利の確立された地域社会の実現を求める決議」では、国および地方自治体に対して成年後見制度利用支援事業の積極的活用をはかることを求めました。

- 4 知的障害者および精神障害者については、厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が、2008(平成20)年4月から、地域生活支援事業の中に位置づけられている成年後見制度利用支援事業の対象者の要件から、「身寄りのない」要件と「市町村長申立」要件をはずし、「障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者」とする対象者の拡大を図りました(2008(平成20)年3月28日障害福祉課発事務連絡)。

成年後見制度を必要とする人が誰でも利用できるようにするためには、成年後見制度利用支援事業を市町村長申立だけでなく親族申立の場合にも適用すること、並びに全市町村での実施が必要であり、このためには介護保険分野でも、同事業の適用対象の拡大をすべきであると考えます。

したがって、厚生労働省老健局は、地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業に関する例示から「市町村長申立てに係る」との文言を削除し、市町村長申立の場合に限らず、成年後見制度を利用するために助成が必要な低所得の高齢者が適用対象になるように明確にすることを要望するものです。

あわせて、都道府県を通じ市町村に対し、地域支援事業実施要綱における成年後見制度利用支援事業の適用対象の拡大を明確にした改正の主旨を説明する文書を発出し周知するとともに、その実施について指導していただきたく、要望するものです。

以上